

平成29年度北海道民間賃貸住宅等家賃支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所（以下「原発」という。）事故により道内の応急仮設住宅に避難している世帯のうち、応急仮設住宅の供与期間終了後も道内の民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯に対し、円滑な生活再建を図ることができるよう、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 応急仮設住宅

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、岩手県、宮城県、福島県又は北海道若しくは北海道内の市町村が、道内で応急仮設住宅として供与する借上げ住宅（雇用促進住宅を含む）・公営住宅等のみなし仮設住宅、その他同法によらず自治体の支援により道内で無償提供される公営住宅等いう。

(2) 民間賃貸住宅等

道営住宅及び市町村営住宅以外の道内賃貸住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当する避難世帯の代表者をいう。

(1) 平成29年1月1日以降に応急仮設住宅で避難生活を送っていたこと

ただし、知事が特別に認める事由による場合は、この限りではない。

(2) 知事が定める収入要件「月額所得21万4千円以下」（計算方法は、別表第1のとおりとする。）を満たすこと

(3) 応急仮設住宅の供与終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要であること

2 前項の補助対象者について、次の各号に該当する世帯の代表者は除く。

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年日法律第156号）に基づき設定された次の避難指示区域（平成27年6月15日時点）からの避難世帯

ア 帰還困難区域

イ 居住制限区域

ウ 避難指示解除準備区域

(2) 東京電力ホールディングス株式会社による原子力損害賠償（住宅確保損害及び家賃に係る賠償）の対象となる世帯（平成27年6月15日時点で避難指示が解除されていた、田村市都路地区、川内村の東部地区（ともに原発から20km圏内）又は檜葉町の一部（原発から20km圏外）からの避難世帯）

(3) 災害救助法に基づき応急仮設住宅が供与されている別表第1に掲げる岩手県又は宮城県の市町村からの避難世帯

(4) 応急仮設住宅について、不適正な入居が認められる世帯

(転居)

第4条 補助対象となる世帯については、次の各号に定める事由により、最後に居住していた応急仮設住宅から転居する場合も支援対象とする。

- (1) 住宅が手狭になったため。
- (2) 通院・通学のため。
- (3) 家賃が低廉な住宅に移るため。
- (4) 貸主の都合のため。
- (5) 身の危険があるため。
- (6) その他知事が必要と認める事由。

2 支援対象とする転居先は、北海道内とする。

(補助対象経費及び期間)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象となる世帯が負担する住宅の賃貸借契約書に記載された次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 家賃
- (2) 共益費（管理費）
- (3) 駐車場代

2 前項の経費に関し、補助金の交付対象期間は、平成29年4月分から平成30年3月分までとする。

(補助金の額)

第6条 知事が交付する補助金の額は、別表第3に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条の2第1項の規定による補助金の交付申請は、北海道民間賃貸住宅等家賃支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 民間賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し
- (2) 最後に居住していた応急仮設住宅の契約書（貸与許可証）の写し
- (3) 世帯全員分の住民票謄本
- (4) 世帯全員分の市区町村長が発行する平成28年度所得証明書（平成27年分）
- (5) 補助金の振込口座が確認できる預金通帳の写し
- (6) 母子避難又は父子避難の二重生活世帯については、第三号の住民票により二重生活の確認ができない場合、電気等の料金明細など、母子又は父子と、母又は父の配偶者が離れて暮らしていること分かる書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1世帯（最後に居住していた応急仮設住宅1戸）当たり1回とする。ただし、東日本大震災及びそれに伴う原発事故の発生以降、複数世帯が応急仮設住宅1戸1世帯として応急仮設住宅に入居し、供与終了に伴い、元の複数世帯となる場合においては、世帯ごとの代表者による申請を認める。

3 前項のただし書きについて、第3条の要件を満たす各世帯の補助申請者は、第1項に定める書類の

ほか、震災前に別世帯であったことを証明する書類を添付して知事に提出すること。

4 補助金の交付申請の期限は、平成30年3月10日までとする。

5 知事は、前項に規定する期限前であっても、予算等の関係から補助金の交付申請の受付を終了する場合がある。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金交付の可否及び交付金額を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）又は補助金不交付通知書（第3号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(申請取下げ)

第9条 補助申請者は、規則第7条第1項の規定により、補助金交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(変更承認の申請)

第10条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業等の内容その他申請に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ「北海道民間賃貸住宅等家賃支援事業変更（中止・廃止）承認申請書」（第4号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、承認するときは、変更交付決定通知書（第5号様式）もしくは中止（廃止）決定通知書（第6号様式）により通知する。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、原則として、平成29年4月分から起算して3か月分ごとに家賃等の支払い実績の分かる書類（領収書等）をまとめて添付の上、補助金交付請求書（第7号様式）により知事へ請求するものとする。

2 前項に規定する補助金の請求は、原則として、3か月分の最終月の家賃等を支払った日から起算して15日以内に行うこととする。なお、平成30年3月分を含む家賃等の補助金については、平成30年3月末までに知事に請求をすることとする。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条に基づき、補助事業者から補助金交付請求書（第7号様式）を受理したときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないと

き。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、前2項の取消しの決定を行ったときは、交付決定取消通知書（第8号様式）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第14条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、事業完了日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は平成30年3月31日のいずれか早い日までに、北海道民間賃貸住宅等家賃支援事業実績報告書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第16条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の趣旨に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に額の確定通知書（第10号様式）により通知する。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

<p>収入要件の 計算方法</p>	<p>○収入要件</p> <p>申請世帯の月額所得の金額が、21万4千円以下である場合は本制度の収入要件を満たすこととなる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{月額所得} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38 \text{ 万円} \times \text{同居者数})}{12 \text{ か月}} \leq 214,000 \text{ 円}$ </div> <p>○申請世帯の月額所得</p> <p>世帯全員の年間所得の合計額（※1）から、応急仮設住宅の入居者数から代表者1名を除いた人数に38万円を乗じた金額を差し引き、その金額を12か月で除した金額（1円未満の端数は切捨て）とする。</p> <p>（※1）世帯全員の年間所得の合計額について</p> <p>市区町村長発行の平成28年度所得証明書（平成27年分）を世帯全員（※2）分取得し、それぞれの証明書に記載された各種控除後の所得金額を合算した金額とする。</p> <p>なお、18歳以下（平成29年4月1日時点）の子どもとの母子避難又は父子避難の二重生活世帯（父のみ、母のみ、子どものみの避難は適用外）は、世帯全体の年間所得に2分の1を乗じた金額（1円未満の端数は切捨て）を世帯全員の年間所得の合計額として取扱うこととする。</p> <p>（※2）世帯全員</p> <p>補助金交付申請を行う応急仮設住宅の入居世帯の構成員及び別に生活する同一生計の家族（配偶者、扶養している家族など）とする。</p> <p>なお、第7条第2項ただし書きに該当する世帯に係る年間所得及び月額所得については、応急仮設住宅の入居世帯ではなく、申請世帯をもとに計算すること。</p>
-----------------------	---

別表第2（第3条関係）岩手県、宮城県からの避難世帯

岩手県	山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市
宮城県	石巻市、名取市及び女川町

別表第3（第6条関係）

<p>補助金の額 及び補助率</p>	<p>補助金の額及び補助率は、次のとおりとする。</p> <p>なお、補助金の月額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>○ 補助金額 月額上限1万5千円まで</p> <p>○ 補助率</p> <p>家賃等：住宅の賃貸借契約書に記載のある費用（家賃、共益費（管理費）、駐車場代）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県からの避難世帯・・・家賃等の4分の1 ・ 上記以外の世帯・・・・・・家賃等の2分の1
------------------------	--